

第18回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年11月26日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第2 | 会期決定について | |
| 第3 | 会務報告 | |
| 第4 | 報告第48号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 2件 |
| 第5 | 報告第49号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第6 | 報告第50号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第7 | 議案第83号 耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について | 15件 |
| 第8 | 議案第84号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 8件 |
| 第9 | 議案第85号 現況証明願について | 1件 |
| 第10 | 議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第11 | 議案第87号 農用地の買入協議に係る要請について | 3件 |
| 第12 | 議案第88号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 4件 |
| 第13 | 議案第89号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について | 1件 |

○出席委員(16名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 澁谷 洋 君 | 2番 | 高松 俊男 君 | 3番 | 高原 文男 君 |
| 4番 | 橘 澄子 君 | 5番 | 嶋中 勝 君 | 6番 | 甲斐やす子 君 |
| 7番 | 森田 享子 君 | 8番 | 大泉 義明 君 | 9番 | 渡邊 裕義 君 |
| 10番 | 平間 清 君 | 11番 | 類瀬 正幸 君 | 12番 | 熊谷 英二 君 |
| 13番 | 津野 斉 君 | 14番 | 笛木 眞一 君 | 15番 | 高橋 政寿 君 |
| 16番 | 佐瀬日出夫 君 | | | | |

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

- 番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 相撲 浩信 君 | 振興係長 | 小幡 裕也 君 |
| 主査 | 高橋 望 君 | 主事 | 湊谷 省吾 君 |

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第18回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時14分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・津野君 14番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第18回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第48号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第48号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第48号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、28.8ha。

指名年月日、平成30年10月30日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、平間委員、熊谷委員、高橋委員。

番号2。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、62.0ha。

指名年月日、平成30年11月9日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、嶋中委員、渡邊委員、熊谷委員、大泉委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第48号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第49号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第5。報告第49号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、
番・
君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（
君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第49号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 4 件となっております。

番号 1。

あっせん譲渡申出者、
さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高原委員、熊谷委員。

報告年月日、平成 30 年 10 月 4 日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお、当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第 1 回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第 2 回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けした後売渡すこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字オソツベツ 1 2 1 - 6。

現況地目、畑。

面積、7 4, 2 5 8 m²外 5 筆、合計面積は 3 0 4, 2 2 6 m²。

価格、6, 9 9 5, 0 0 0 円。

一時貸付予定者、さん。

番号 1 につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1 5 番・高橋君。

○1 5 番（高橋政寿君） 1 5 番・高橋です。

報告第 4 9 号、番号 1 について報告致します。

平成 30 年 8 月 2 8 日に、あっせん委員の指名があり、平成 30 年 9 月 2 1 日に澁谷委員、高原委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長、澁谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成 30 年 10 月 4 日に役場中会議室において、第 2 回あっせん委員会を開催し買受け希望者を調整したところ、さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、1 5 番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については報告のとおり承認されました。

（ 君復席）

続いて番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、高原委員、森田委員、笛木委員。

報告年月日、平成30年10月5日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお、当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字上多和75-1。

現況地目、畑。

面積、76,940㎡外18筆、合計面積は330,352.60㎡。

価格、13,514,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

番号2につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

報告第49号、番号2について報告致します。

平成30年9月7日に、あっせん委員の指名があり、平成30年9月20日に、高原委員、森田委員、笛木委員と私、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ譲渡の承諾を得たので、平成30年10月5日にXXXXXXXXXXにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定致しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、高原委員、熊谷委員、高橋委員、橋委員。

報告年月日、平成30年9月28日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお、当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字西標茶67-1。

現況地目、畑。

面積、19,987㎡外20筆、合計面積は680,969㎡。

価格、25,181,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

続いて土地の所在、字西標茶80-1。

現況地目、畑。

面積、114,215㎡外1筆、合計面積は124,071㎡。

価格、5,472,000円。

一時貸付予定者、XXXXXXXXXXさん。

合計23筆、合計面積は805,040㎡、合計の価格は30,653,000円となっております。

続いて番号4について説明させていただきます。

番号4。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、高原委員、熊谷委員、高橋委員、橋委員。

報告年月日、平成30年9月28日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

なお、当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字西標茶159-1。

現況地目、畑。

面積、18,689㎡。

価格、514,000円。

一時貸付予定者、[]さん。

なお、番号3、番号4につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

報告第49号、番号3、4について報告致します。

平成30年9月3日に、あっせん委員の指名がありまして、平成30年9月18日に高原委員、熊谷委員、高橋委員と私、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選され私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので平成30年9月28日に[]において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[]さん、[]さんに決定致しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、町に対し買入協議の要請を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3から番号4まで内容2件について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

報告49号、番号3について質問致します。

最初に標茶町農業委員会のあっせん方法は、譲渡申請者の所属地区を優先にあっせん地区として召集すると認識しております。

間違いありませんか。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） そうです。

○会長（佐瀬日出夫君） 平間君。

○10番（平間 清君） はい。

当日ですね、[]地区以外、[]さんは隣の[]地区ですね。

なぜ、[]さんが2回目のあっせん委員会に出席されたのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○会長（佐瀬日出夫君） 委員長の2番・高松君。

○2番（高松俊男君） はい。

えーとですね、この土地に関しましては、[]さんより2件の賃貸者が借りてました。

確かに[]以外の[]さんが入っておりますけれども、ずっと借りておりましたので、それを呼ばないという方が私は筋が通らないと思いますので、あの参集の仕方は私は正かったと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 平間君。

○10番（平間 清君） えっと、事務局がまずは地域優先だと言っております。

それなのに■■■さんが特別に呼ばれたという、賃貸していたからという理由になります。

であるのなら、今後のあっせんにおいて前賃貸者も参集範囲に含めると定義するのでしょうか。よろしくをお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） 確かに、地域優先であると思うんですけども、確かに地域の方と今までも、その土地の隣接者なり、賃貸者なりの方も呼んでおりましたので、こういう形で、あっせん委員さんも参集範囲を決めたとなっております。

そしてですね、あっせんの取扱いというものが、うちのあっせん事業で決まっております、その中の5番目になりますが、譲受希望者の募集範囲という形で書いてあります。

その中に、小集落、中集落に絞って公募する、ただしあっせん譲渡申請地を相当の期間、賃貸していた農家がある場合は、集落外であっても、あっせん委員の裁量権で公募の対象とすることができる、という事となっておりますので、こういう形になっております。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） はい。

そういう定義があるという事はすべて農業委員に開示され当初から言われてたんだと思います。

このあっせんの中で、■■■地区、先ほど高松あっせん委員が申されましたが、■■■地区の■■■で第2回のあっせん委員会を行ったと言いました。

その時に他に、譲受希望者は居なかったんでしょうか、事務局よろしくお願ひ致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） この時はですね、全員で4件の農家さんが手を挙げていたという形で、その中から今回2名の方が譲受者になったという事です。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） なぜその2人に決定されたのか。

そのあっせん委員会、今回は5人ですよ。

その中でどんな話がされて、その2名だけに決定されたか。

■■■さん、これ85%弱所有されましたよね、他に譲受者がいて特段取得するのに阻害要因がなければ、公平公正にあっせんするのが、あっせん委員会じゃないのでしょうか。

私はそう認識しておりましたが、どうでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） この点については、高松委員長をお願いします。

2番・高松君。

○2番（高松俊男君） はい。

この件につきましてはですね、4名の買受け希望者が出席しております、過去の賃貸をしていたとか、そういうのは考えないであっせんしました。

その中で大事な事はですね、1件1件その経営状況を聞きまして、個々の経営面積そして牛の飼養頭数、そしてその辺を加味しまして、それぞれの経営体の中で、その土地が一番誰が必要か、その土地がなければ困る人の所にあっせんしたいなという事で、その2件に決定致しました。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 緊急度の高い順にあっせんしたという、当日もあっせん委員長からありました。

それでね、ちょっと振り返るんですが、前日ちょうどあの胆振東方地震ですか、その標茶農協

の緊急懇談会がありまして、高松理事が出席されて一緒に懇談したんです。

その最後の方で、ある若い者、■■■■地区の、明日のあっせんは■■■■地区だけですか、と聞いたんです。

そうすると、高松理事は■■■■地区だけですよ、と言われたんです。

これの理由はどうゆうことでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） すみません、いいですか。

ちょっと今のあっせんについての質問と、懇談会の部分が混じっておりますので、そのところ分けて質問してもらわないと、あっせんの部分だけをきちんと質問して下さい。

10番・平間君。

○10番（平間 清君） その中で、だから明日のあっせんは■■■■地区だけですか、というあっせんの関係について質問したんです。

それで高松理事、まあ次の日じゃないと高松さんがあっせん委員長だとわかりません。

高松さんがそう答えたにも関わらず、次の日あっせんではそういう事になったのはどうゆう事なのか、■■■■さんが混ざったということはどういう事なのか、ということは、賃貸者も含むと湊谷さんから説明がありました。

じゃあ前の日に、そういうふうには高松さんが言うべきじゃなかったんですか。

■■■■地区を侮辱してますよ。

いかがですか。

○会長（佐瀬日出夫君） みなさん休憩取っていいですか。

休憩をとります。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時03分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの委員長説明のとおり、平間委員よろしいですか。

○10番（平間 清君） はい。

○会長（佐瀬日出夫君） それでは採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議がありますので、番号3から番号4まで内容2件について採決致します。

賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○会長（佐瀬日出夫君） はい、起立多数で番号3から番号4については報告のとおり承認されました。

休憩致します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、報告第49号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第50号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第50号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第50号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、平間委員、熊谷委員。

報告年月日、平成30年11月13日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字クチョロ原野73-1。

現況地目、畑。

面積、43,636㎡外5筆、合計面積は288,510㎡。

年間賃貸料、141,400円。

借受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

賃貸借期間、公告の日から平成35年9月26日まで。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第50号、番号1について報告致します。

11月13日に役場中会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には平間委員、熊谷委員と私が指名され、事務局より相撲局長、湊谷主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、XXXXXXXXXXさんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定のXXXXXXXXXXさんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第50号内容1件については報告のとおり承認されました。

◎議案第83号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第83号、耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について、内容15件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号15まで内容15件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号15まで内容15件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第83号について説明させていただきます。

耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について、利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議決を求めるものであります。

判断を求められている農用地は、別紙のとおり15件となっております。

番号1。

所在、字虹別405。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積が5,237㎡、実面積が3,000㎡。

所有者氏名、XXXXXXXXXXさん。

耕作放棄地の把握年月日、平成20年10月30日。

現況確認日、平成30年10月29日。

番号2。

所在、字栄197-1。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積11,536㎡、実面積8,106㎡。

所有者氏名、XXXXXXXXXXさん。

耕作放棄地の把握年月日、平成21年10月23日。

現況確認日、平成30年10月16日。

なお、番号3から番号15まで、耕作放棄地の把握年月日と現況確認日が番号2と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号3。

所在、字栄197-2。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積58,583㎡、実面積13,900㎡。

所有者氏名、XXXXXXXXXXさん。

番号4。

所在、字栄197-5。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積934㎡、実面積478㎡。

所有者氏名、 さん。

番号5。

所在、字栄197-7。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積4,181㎡、実面積1,432㎡。

所有者氏名、 さん。

番号6。

所在、字栄198-1。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積42,330㎡、実面積42,330㎡。

所有者氏名、 さん。

番号7。

所在、字栄198-6。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積、実面積共に975㎡。

所有者氏名、 さん。

番号8。

所在、字栄198-7。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積、実面積共に5,467㎡。

所有者氏名、 さん。

番号9。

所在、字栄268-3。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積12,933㎡、実面積3,536㎡。

所有者氏名、 さん。

番号10。

所在、字栄16-1。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積、実面積共に18,252㎡。

所有者氏名、 さん。

番号11。

所在、字栄16-3。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積、実面積共に13,757㎡。

所有者氏名、 さん。

番号12。

所在、字栄16-4。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積、実面積共に 11,007 m²。

所有者氏名、[REDACTED]さん。

番号 13。

所在、字栄 17。

地目、農地基本台帳、登記簿共に畑。

面積、登記簿面積 48,851 m²、実面積 36,400 m²。

所有者氏名、[REDACTED]さん。

番号 14。

所在、字オソツベツ原野 453-1。

地目、農地基本台帳、畑。

登記簿、牧場。

面積、登記簿面積 31,777 m²、実面積 23,100 m²。

所有者氏名、[REDACTED]さん。

番号 15。

所在、字オソツベツ原野 453-2。

地目、農地基本台帳、畑。

登記簿、原野。

面積、登記簿面積 2,975 m²、実面積 1,740 m²。

所有者氏名、[REDACTED]さん。

なお、番号 1 から番号 15 まで、農地部会長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第 83 号について報告致します。

11月6日に、役場中会議室において、農地利用状況調査検討会議を開催し、耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について検討を致しました。

事務局より説明がありましたが、計 15 筆については、2 年前に農地中間管理機構に受け入れ拒否の返答がなされており、今年の農地利用状況調査でも現地確認を致しましたが、現状では非農地化はやむを得ないという判断で意見が一致致しました。

今後は、所有者及び関係機関に農地判断を行った事を通知することとなります。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号 1 から番号 15 まで内容 15 件について事務局の説明、並びに、農地部会長であります 14 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 15 まで内容 15 件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第83号、内容15件は原案可決されました。

◎議案第84号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第84号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

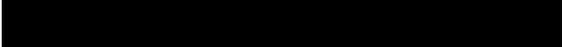
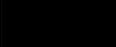
○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第84号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり8件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。
賃借人、、さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野7線西6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,038㎡外3筆、合計面積は108,719㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成26年5月1日。

契約期間、平成26年5月1日から平成31年4月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年10月15日。

土地の引渡し時期、平成30年10月15日。

なお、番号2から番号4まで、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期につきまして、番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃借人、、さん。

土地の表示、字オソツベツ409-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,108㎡外5筆、合計面積は101,112㎡。

契約年月日、平成26年5月1日。

契約期間、平成26年5月1日から平成31年4月30日まで。

番号3。

賃借人、、さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野71-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,187㎡外7筆、合計面積は123,068㎡。

契約年月日は、平成27年10月30日。

契約期間は、平成27年10月30日から平成37年10月29日まで。

番号4。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野339。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,078㎡外1筆、合計面積は80,460㎡。

契約年月日、平成26年5月1日。

契約期間、平成26年5月1日から平成31年4月30日まで。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋。

議案第84号、番号1から番号4について報告致します。

10月25日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人[REDACTED]さんの要望により、賃借人[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんとそれぞれ合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、あっせん申出を行うものです。

土地の引渡時期は平成30年10月15日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年10月15日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については、原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号5。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字阿歴内30-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,875㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成16年1月1日。

契約期間、平成16年1月1日から平成36年12月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年11月1日。

土地の引渡し時期、平成30年11月1日。

なお、調査結果につきましては、津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 13番・津野君。

○13番(津野 齊君) 13番・津野です。

議案第84号、番号5について報告致します。

11月18日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人[]さんの要望により、賃借人[]と合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、農地法第3条による所有権移転をするものです。

土地の引渡し時期は平成30年11月1日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年11月1日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については、原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号6。

賃貸人、[]、[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字虹別原野58線103-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,626㎡外1筆、合計面積は28,539㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年1月29日。

契約期間、平成28年1月29日から平成33年1月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年10月23日。

土地の引渡し時期、平成30年10月23日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第84号、番号6について説明させていただきます。

11月23日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人■■■■■さんの要望により、賃借人■■■■■さんと合意解約するものです。

土地の引渡し時期は平成30年10月23日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年10月23日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については、原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号7。

賃貸人、■■■■■、■■■■■さん。

賃借人、■■■■■、■■■■■さん。

土地の表示、字チャンベツ原野151-1。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、34,930㎡外2筆、合計面積は55,394㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成29年6月28日。

契約期間は、平成29年6月28日から平成34年6月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年10月1日。

土地の引渡し時期、平成30年10月1日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第84号、番号7について説明させていただきます。

10月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人[]さんの要望により、賃貸人[]さんと合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、あっせん申出を行うものです。

土地の引渡し時期は平成30年10月1日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年10月1日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については、原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

([]君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号8。

賃貸人、[]、[]

[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字熊牛原野16線東10-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、21,178㎡外19筆、合計面積は525,781㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年2月8日。

契約期間、平成28年2月10日から平成37年11月24日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年11月9日。

土地の引渡し時期、平成30年11月9日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第84号、番号8について説明させていただきます。

11月16日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人[]と、賃借人[]さんと合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、[]さんの法人化に伴い、その法人への権利移転を行うものです。

土地の引渡し時期は平成30年11月9日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年11月9日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については、原案可決されました。

([] 君復席)

以上をもって、議案第84号、内容8件については原案可決されました。

◎議案第85号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第85号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第85号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

ん。

土地の所在、字阿歴内30-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,875㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金552,870円。

世帯員又は構成員、譲渡人が4名、譲受人が2名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が16,875㎡、譲受人が720,145㎡全地借入地となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番・津野君。

○13番（津野 齊君） 13番・津野です。

議案第86号、番号1について報告致します。

11月12日に、事務局より調査依頼がありました。

11月18日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人の[redacted]さんは、譲受人の要望により農地を譲渡し、譲受人の[redacted]

[redacted]さんは規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[redacted]の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[redacted]が申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認を致しました。

農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[redacted]の経営面積は申請地を含めると73.7haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしておりますので、許可につ

いては問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野26-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,115㎡外117筆、合計面積が2,750,586.04㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から35年間）。

権利移転設定の理由、貸付人、借受人共に営農合理化のため。

世帯員又は構成員、貸付人が10名、借受人が5名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が3,252,082㎡のうち借入地が1,415,122㎡、借受人が807,380㎡のうち借入地が691,368㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第86号、番号2について報告致します。

11月7日に事務局より調査の依頼がありまして、11月22日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のXXXXXXXXXXさん、借受人のXXXXXXXXXXさん共に営農合理化を図り、今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

が申請地を借受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても申請書に記載されているとおりに確認をしております。

農地すべてについて、耕作に常時従事するものと認められます。

の経営面積は申請地を含め、約400.59haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し耕作することによる、周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

譲渡人、
譲受人、
土地の所在、

字中チャンベツ原野565-3。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、1,078㎡外3筆、合計面積が14,672㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人が国有地払下げのため、譲受人が国有地払下げを希望するため。

資金調達の方法及び価格、自己資金158,000円。

世帯員又は構成員、譲受人が2名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が14,672㎡、譲受人が777,240㎡うち借入地が

219,708㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員であります甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第86号、番号3について報告致します。

11月9日に事務局より調査の依頼があり、11月18日に現地調査を行ってまいりました。
許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■■さんは、国有地払い上げのため農地を譲渡し、譲受人の■■■■■さんは
国有地払い下げを希望するため今回の申請となりました。

権利を取得する■■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。
■■■■■さんが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについて
も、申請書に記載された通り確認しました。

農地すべてについて、耕作に常時従事すると認められます。

■■■■■さんの経営農地面積は申請地を含め、約79.1haとなりますので下限面積要件は満たし
ております。

権利取得後に農作業に常時従事し、耕作することによる周辺への影響はなく、効率的かつ総合的
に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題な
いと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ
たました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第86号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第87号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第87号、農用地の買入協議に係る要請について、内
容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第 87 号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり 3 件となっております。

番号 1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成 30 年 9 月 4 日。

土地の所在、字上多和 75-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、76,940㎡外 18 筆、合計面積が 330,352.60㎡。

続いて番号 2。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成 30 年 9 月 3 日。

土地の所在、字西標茶 67-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,987㎡外 22 筆、合計面積が 805,040㎡。

続いて番号 3。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成 30 年 9 月 3 日。

土地の所在、字西標茶 159-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,689㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） それでは異議がありますので、番号 1 から番号 3 まで内容 3 件について、採決致します。

賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○会長（佐瀬日出夫君） 起立多数でありますので、番号 1 から番号 3 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 87 号、内容 3 件は原案可決されました。

◎議案第 88 号

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字オソツベツ121-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、74,258㎡外5筆、合計の面積は304,226㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成30年11月29日

対価支払期限は、平成31年1月10日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、6,995,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましても、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（ 君復席）

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野378-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、98,732㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年11月29日から平成35年11月28日まで。

土地の引渡時期、平成30年11月29日。

金額、年間315,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第88号、番号3について報告致します。

11月9日付けで事務局より調査依頼がありまして、11月15日に現地調査に行っておりま
した。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し
て、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたら
れました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]

[]さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東20-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,220㎡外50筆、合計面積は867,454㎡。

利用権設定等の種類、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年11月29日から平成33年9月29日まで。

土地の引渡時期は、平成30年11月29日。

金額は、年間636,160円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

旧賃借人は[]さんとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号4について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第88号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第89号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第89号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の（案）について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地長（湊谷省吾君） はい。

議案第89号について説明させていただきます。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業に係る業務委託契約に基づき作成された農用地利用配分計画（案）について標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた農用地利用配分計画（案）については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]

[]さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字熊牛原野16線東10-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、21,178㎡外19筆、合計面積は525,781㎡となっております。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、始期平成31年1月15日、終期平成37年11月24日。

土地の引渡時期、平成31年1月15日となっております。

価格につきましては、年間1,271,000円となっております。

支払方法につきましては、毎年12月10日までに指定口座に振込みとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

（君復席）

以上をもって、議案第89号内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第18回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第18回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

傍聴人の皆様、どうも御苦労さまでした。

（午前12時08分閉会）